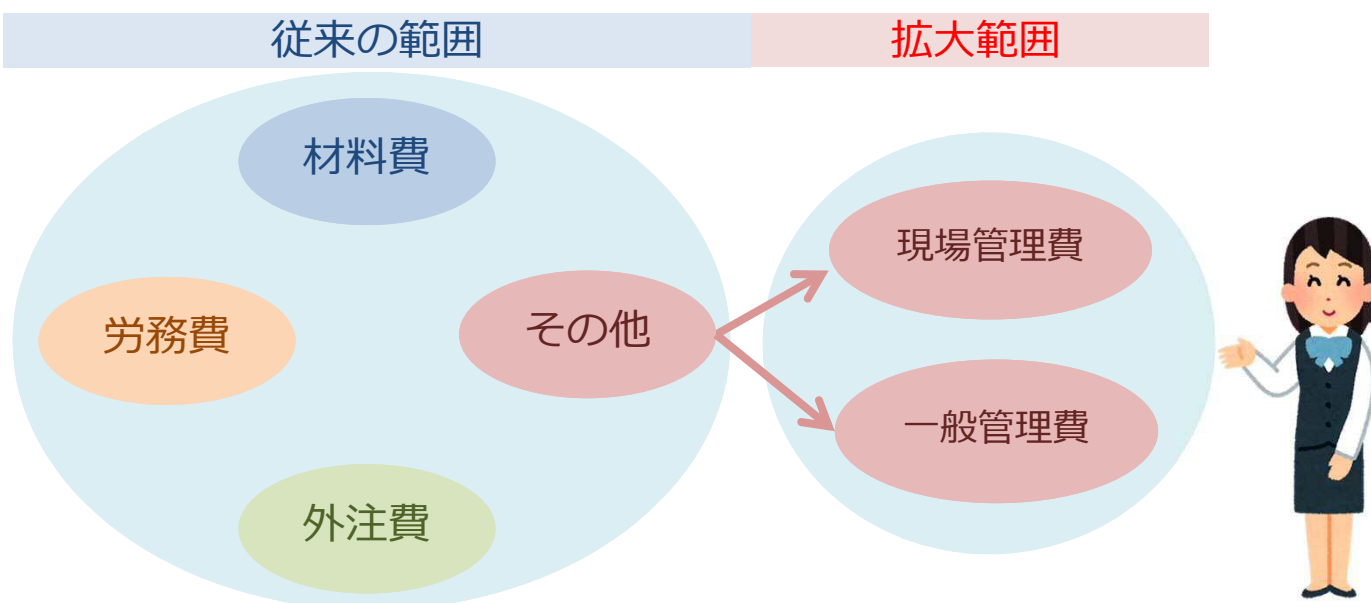


前払金をご利用のみなさまへ

1. 前払金の使途範囲の拡大措置が延長されました

- ◆国土交通省をはじめ下表発注者の工事では、平成30年度においても前払金を利用できる費用として、**当該工事に要する現場管理費と一般管理費が追加され、前払金額の25%を上限にご利用いただくことができます。**
- ◆平成28年4月1日から平成31年3月31日までに請負契約を締結する工事の前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものにご利用いただくことができます。

※前払金の使途範囲の拡大措置が延長される前の請負契約書を用いて契約を締結した工事は、発注者と受注者間で協議の上、変更契約が必要となる場合があります。



2. 前払金を現場管理費・一般管理費にご利用できる発注者

平成30年5月31日現在

国土交通省	文部科学省	環境省	農林水産省	防衛省	東日本高速道路(株)
水資源機構	鉄道・運輸機構	東京都	山梨県	甲府市	山梨市
韮崎市	南アルプス市	北杜市	都留市	甲斐市	南部町
山中湖村	山梨県住宅供給公社	山梨県道路公社	山梨県下水道公社		

